

# 市民文化創造館の運用変更について

令和2年6月15日より適用  
令和2年9月1日改定  
令和2年9月19日改定  
令和2年10月1日改定  
令和2年11月18日改定  
令和3年1月8日改定  
令和3年3月19日改定  
令和3年10月1日改定  
令和3年10月25日改定  
令和3年12月1日改定

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民文化創造館では、様々な対策を行っておりますので、ご利用の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

## 1. 施設の定員について

### ホール

#### <移動観覧席を使う場合>

##### ◆観客による大声での歓声・声援等がないことを前提とした催しを開催する

場合・・・264人

催物の例：クラシック音楽コンサート、演劇・人形劇、バレエ・舞踊、  
伝統芸能、講演会・説明会・式典等

##### ◆観客による大声での歓声・声援等が想定される催しを開催する

場合・・・132人 異なるグループまたは個人間では座席を一席は空けていただきますが、同一グループ（5名以内に限る）内では、座席等の間隔を設ける必要はありません。それによって、収容人数が132人を超えることは可能とします。

催物の例：ロック・ポップコンサート、キャラクターショー、親子会公演等

#### <移動観覧席を使わない場合>

利用する形式により定員が異なります。市民文化創造館へお問い合わせください。

※上記は、今後の感染拡大の状況等により、見直しが生じる場合があります。

※緊急事態宣言が発令される等して、国の基本的対処方針が上記記載内容と異なる場合は、国の方針を優先します。

## 2. 活動内容の制限等について

船橋市の基本的基準を遵守したうえで実施してください。

### 船橋市の基本的基準

- ・人との接触を避け、対人距離を確保する。
- ・ガイドライン(各種業界団体等のガイドライン)等において活動の際の具体的な対人距離等が示されている場合は、施設の求めに従うこと。
- ・「三つの密」(1:密閉空間、2:密集場所、3:密接場面)を避ける。
- ・飛沫感染防止のためマスクの着用を徹底する。マスクを外しての会話や応援等をしない。
- ・ガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う。
- ・手洗い・手指の消毒を徹底する。  
※手指消毒液がない場合は、石鹸を使用し手洗いを実施する。
- ・表現上困難な場合、または演奏に支障がある場合を除き、原則としてマスクを着用する。
- ・咳エチケットを遵守する。
- ・主催者(出演者を含む)は、市が作成した「施設利用者名簿」(観客は除く)を作成し、1ヶ月間保管する。
- ・体調不良の方が利用・入場しないように周知するとともに、以下の(1)～(3)に該当する場合は、入場制限等の対応を図ること。
  - (1)原則 37.0 度以上の発熱がある場合  
又は、37.0 度未満でも平熱比が 1 度以上ある場合
  - (2)息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
  - (3)咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・施設の入場時、施設入口で「検温、手指消毒、マスクの着用確認」を実施する。
- ・ガイドラインに沿った活動であること。  
**【ガイドラインの特記事項の一例】**
  - ※入退場時の密集回避のため十分な距離(最低 1m)の間隔を確保すること。  
(公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン他)
  - ※トランペット、トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも 1.5m(可能な限り 2m)を確保すること。管楽器の演奏者は、客席までの距離を 2m以上確保すること。  
(クラシック音楽公演運営推進協議会ガイドライン)
  - ※合唱においてマスクを使用しない場合は、対面を避けて距離を前後 2m以上、左右 1m以上、または市松模様で前後 1.5m以上(最低 1.2m)、左右 1m以上を確保すること。練習において、連続した練習時間は 30 分以内とし、5 分以上、扉を開放して換気を行うこと。指揮者、伴奏者等と団員の距離は 2m以上確保すること。  
(一般社団法人全日本合唱連盟ガイドライン)

### 3. 来場者・主催者にお願いする基本的事項

ご利用にあたり、以下の事項をお守りください。

- ① 手洗い・手指の消毒の徹底とともに、咳エチケットを遵守し、マスクを着用してください。  
マスクを持参していない方がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用してもらってください。
- ② 主催者におかれましては、手指消毒液の持ち込みにご協力ください。手指消毒液が不足した場合は石鹼による手洗いを実施してください。
- ③ 飛沫感染防止のため、場内での大声での会話や声援等はお控えください。大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができる体制を整備してください。
- ④ 来場者は来館の前に自宅で検温するとともに、主催者は来場者に対して入場時の検温を実施してください(非接触型体温計を貸し出します。)
- ⑤ 有料の催物において、体調不良により入場をお断りした際は、入場料・参加費等の払い戻しをしてください。ただし、発熱者・有症状者の入場を断る等のルールをイベント開催時に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要です。
- ⑥ 主催者は、催物を開催する前に、来場者に対して厚生労働省接触確認アプリ「COCOA」のインストールを促してください。
- ⑦ 主催者は公演の演出において、観客に声援を求める、観客をステージに上げる、ハイタッチ等の行為を行わないでください。また、客席をアクティベーションエリアにしないでください。

### 4. 施設利用者カード・施設利用者名簿について

健康確認及び感染情報の連絡のために必要としていた「施設利用者カード」または連名式の「施設利用者名簿」について、来場者(観客)の記入及び保管は令和3年10月から必須ではなくなりました。

しかしながら、不特定の来場者が見込まれる場合は、可能であれば、氏名、電話番号を把握し、開催後1ヶ月間備えていただきますようお願いいたします。

なお、主催者(出演者を含む)につきましては、引き続き記入及び1ヶ月間の保管をお願いいたします。

体調不良の方が入場しないよう、引き続き健康確認のアナウンスに努めていただきますようお願いいたします(会場での呼びかけ、プラカードの利用、紙での貼り出し等)。

## 5. 開催時間について

千葉県から要請がある場合は、指定の時間までに終演・退館のほどご協力をお願いします。

## 6. その他

「三つの密」(1：密閉空間、2：密集場所、3：密接場面)を避けてください。

- ① 開場前に行列ができないように場外整理を行い、自由席ではなく座席番号の入った整理券を配布する等、分散させる工夫をしてください。
- ② 入場時のチケットもぎりやパンフレット配布の際は、マスクの他、手袋を着用してください。チケットは来場者が自分で半券を切って箱に入れ、主催者がそれを目視で確認してください。また、パンフレットは来場者にとってもらう等、簡略化の導入も検討してください。
- ③ 休憩時にトイレに行列ができないように整理を行うとともに、休憩時間を十分にとる等の対応を図ってください。
- ④ 物品販売を行う場合は、密集を避けるための人員を配置し、整理を行ってください。
- ⑤ 入場者が多いときは、催物時間を調整する等、利用時間内に終了できるようご協力ください。
- ⑥ 終了後は、来場者が無為にホール・ロビー内に留まることなく速やかに退館するよう促してください。
- ⑦ 出演者との握手会やサイン会等、接触・密接する行為はお控えください。
- ⑧ 控室、舞台袖、舞台上では、過密にならないように配慮してください。利用形態によっては、制限をお願いする場合があります。
- ⑨ 主催者は、各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回し、確認してください。
- ⑩ 終了後、使用物品等の消毒作業にご協力ください。